

編集・発行◎ 季報「唯物論研究」刊行会

稲岡義明 石牟礼道子—苦しむ人……………2

▼特集

徹底討論

特集リード 木村倫幸……………8

道德教育を問い直す

◆「特別の教科 道德教育」の歴史的問題を対象とする
桂正孝 「特別の教科 道德」の実施をどうとらえたか……………10

○土屋貴志 日本国公認学校道德教育と人権教育
——「特別の教科 道德」で人権教育が行えるわけ……………18

森実 唯物論と道德教育……………32

◆「日の丸・君が代」の強制と教育勅語問題を対象とする
奥野康孝 「信教の自由」と「君が代」と「道德」……………38

渡辺厚子 「日の丸・君が代」と教育勅語……………44

◆「道德教育」教科書等を対象とする
相可文代 「道德の「教科化」と道德教科書」……………48

木村倫幸 「道德教科書」と「悪」と「ころ」……………58

平等文博 「道德」教育と「つがく」教育……………63

◆「資本主義社会下での道德教育・シテイスンシップ教育を対象とする」
桜井智恵子 資本制社会が求めた道德教育……………66

細谷実 道德教育とシテイスンシップ教育……………74

◆「道德教育」の哲学思想的な原理的側面を対象とする
脇田愉志 道德哲学・道德教育思想を読み解く—ルソー思想の本源から……………86

▼特集
世界の〈今〉
を讀むの
一冊
Part 2

矢板進 斉藤斎藤「人の道、死ぬと町」……………96

木村倫幸 赤坂真理「箱の中の天皇」……………102

徳永裕一 室伏志暉「誰が古代史を殺したか」……………106

論文

平子友長 望月清司氏のマルクス市民社会論批判(上)……………110

大藪龍介 『ブリュメール18日』をどう読むか(上)……………120

長島功 初期マルクスのスターリン主義的解釈の典型
—原田実「労働の疎外と市民社会」に見る……………132

立花晃 井関崇博 岡元明希 二次創作市場の構造と創造的空間の形成に関する考察……………142

書評

隅田善四郎 森信成『唯物論哲学入門』増補版……………152

室伏志暉 添田馨『クリティカル・ライン—詩論・批評・超』……………158

という判断が正しい」といえます。

つまり、具体的に「よい」「すべき」「しなければならない」とを見出したり、それがほんとうに「よい」「すべき」「しなければならない」ことを理由づけて説明する（論証する）ためには、具体的な「事実」について正しく知ることが必要です。したがって、「道徳教育」には、規範（日本国公認学校道徳教育用語では「価値」）について教えることと、社会や世界や宇宙について正しい知識を教えることの両方が、車の両輪のように欠かせません。「道徳について考えることを教える」ことも、単に規範（「価値」）について考えさせるだけでなく、社会や世界や宇宙について知らせることも同時に行つて初めて、成果が上がるのです。

「なぜそうすべきなのか」という理由は、先ほどの例のように、たいていの場合、さらに「なぜそれが理由になるのか」を問うことができません。そのようにして「理由の理由」を問い続けていくと、さまざまな規範を広く理由づけることのできる「究極の理由」（先ほどの例では「よいこと」をもたらしすべきだ）が見つかるかもしれません。倫理学（道徳哲学）が取り組んできた主要課題の一つは、そのような「究極の理由（原理）」を見出すことでした。

この「究極の理由（原理）」は、日常用語でいえば、行為や生き方の「すじ」に近いかもしれませんが、だとすると、道徳教育の目的は、『道徳について考えさせることを通して、行為や生き方の「すじ」を見つけ、身につけて、それを説明できる人間を育てる』ことにある、と表現できます。

行為や生き方の「すじ」を見つけ、自分のものとして身につけることは、さまざまな「事例」においてなすべきことについて、「な

ぜそういえるのか？」と問うことを通して達成されます。先ほどの例のように、「事例」に即して「なぜそういえるのか？」と問い考えることは、社会や世界や宇宙に関する「事実」について吟味しながら、「すじ」である「究極の理由」を見出そうとすることにつながるからです。

「事例」は、実際に生活や人生における出来事として直接的に体験することもあれば、教科書や副読本に掲載された「読み物資料」（物語）、新聞記事やニュース・ドキュメンタリー等のマスメディア報道、小説やノンフィクションなどを通して、間接的に経験することもあります。

また、経験した「事例」について、自分だけで考えるのではなく他の人々と話し合いながら考えを深めれば、より効果的に行為や生き方の「すじ」を見つけ、身につけて、説明することができるようになります。その意味で、現在の学習指導要領が「考え、議論する道徳」への転換を図っているのは望ましいことです。

二 「特別の教科道徳」とはなにか ——日本国公認学校道徳教育——

学習指導要領等に示される「道徳教育」は、「日本国公認の学校道徳教育」にすぎません。

本来の道徳教育の目的は「人」を育てることにありますが、日本国公認学校道徳教育の目的は「国民の育成」にあります。「道徳教育」および「特別の教科道徳」に限らず、現在日本国が公認する学校教育全体の目的が「国民の育成」に限定されていることには、十分に注意しておく必要があります。

活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

第五章 中学校

第七二条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

日本国は、幼稚園から高校まで、道徳教育を行うよう定めています。

幼稚園教育要領（二〇一七〔平成二九〕年三月告示、二〇一八年度施行）

第一章 総則 第一 幼稚園教育の基本 第二 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

三（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」）

(4) 道徳性・規範意識の芽生え
友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立つて行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

教育基本法（二〇〇六〔平成一八〕年改正）

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。（二）

学校における道徳教育に関する立場は次のように整理できます。

1. 「学校で道徳は教えるべきでない」

2. 「学校で道徳は教えるべきだ」

2-1. 「特定の時間だけで教えるべきだ」

2-2. 「学校の教育活動全体で教えるべきだ」

2-2-1. 「学校の教育活動全体だけで教えるべきだ」（全面主義）

2-2-2. 「学校の教育活動全体で教えるが、特定の時間も設けるべきだ」（特設主義）

2-2-2-1. 特設した時間を教科とはしない（教科書・評価なし）

2-2-2-2. 特設した時間を教科にする（教科書・評価あり）

このうち、現在、日本国公認の学校道徳教育は、最後の2-2-2-2の立場をとっています。

しかしながら、日本国が公認する小学校と中学校において、「道徳」は他の各教科と並ぶものではなく、「教育課程」を構成するものです。「道徳」が「特別の教科」なのはそのためです。

学校教育法施行規則（二〇一七〔平成二九〕年三月改正）

第四章 小学校 第二節 教育課程

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生

第一章 総則

小学校学習指導要領（二〇一七〔平成二九〕年三月告示）

第一 小学校教育の基本と教育課程の役割 二(2)

道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質にに応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和的で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

中学校学習指導要領は、小学校学習指導要領の第一章第一の二の(2)で「自己の生き方」となっていた文言が「人間としての生き方」になつているなどの点を除けば、小学校とほぼ同文です。

高等学校学習指導要領（二〇一八平成三〇）年三月）

第一章 総則

小学校学習指導要領（二〇一七平成二九年三月告示） 第一

章 総則

第二 教育課程の編成 三 教育課程の取扱いに関する共通事項

(1) 内容等の取扱い

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第三章特別の教科道徳の第二に示す内容とし、その実施に当たっては、第六に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

ここでいう「第三章特別の教科道徳の第二に示す内容」が「内容項目」であり、その見出しを挙げれば、小学校では、「A主として自分自身に関すること」として「善悪の判断、自律、自由と責任」「正直、誠実」「節度、節制」「個性の伸長」「希望と勇氣、努力と強い意志」「真理の探究」(五・六年のみ)の六項目(一・四年は五項目)、「B主として人との関わりに関すること」として「親切、思いやり」「感謝」「礼儀」「友情、信頼」「相互理解、寛容」(三・六年のみ)の五項目(一・二年は四項目)、「C主として集団や社会との関わりに関すること」として「規則の尊重」「公正、公平、社会正義」「勤労、公共の精神」「家族愛、家庭生活の充実」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」「国際理解、国際親善」の七項目、「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」として「生命の尊さ」「自然愛護」「感動、畏敬の念」「よりよく生きる喜び」(五・六年のみ)の四項目(一・四年は三項目)から成ります。つまり「内容項目」の数は、小学校では合計して、一・二年で一九、三・四年で二〇、五・六年で二二にも及びます。中学校では、「A主として自分自身に関すること」として「自主、

第一款 高等学校教育の基本と教育課程の役割 二(2)

「前略」

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実に努めるものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

このように日本国は、小学校と中学校と高等学校において「道徳教育」を「学校の教育活動全体」を通じて行うものと定めています。さらに、小学校と中学校では「特別の教科道徳」を設け、学校教育活動全体で行う「道徳教育」の「要」としています。

なお、高等学校では「倫理」が小中学校の「道徳」に相当すると思われるかもしれませんが、それは誤解です。「倫理」は教科「公民」に属する一つの「科目」であり、「教育課程」を構成するものでも、「道徳教育」の「要」でもありません。(3)

日本国公認学校道徳教育は、第一節で述べた「行為や生き方の《すじ》」を見つけ、説明できるようにする」という本来の道徳教育とは、異なる方向をとつています。

日本国公認学校道徳教育は、「心身ともに健康な国民」として備えているべき「価値」（倫理的には「徳」「卓越性」）を「内容項目」（修身科においては「徳目」として多数列挙し、それらを全て身につけさせるよう求めてきました。しかし、それらは「あれも、これも」と沢山ありすぎ、しかも横並びにされていて、どれが優先すべき重要度の高い「価値」なのかわかりません。

自律、自由と責任「節度、節制」「向上心、個性の伸長」「希望と勇氣、克己と強い意志」「真理の探究、創造」の五項目、「B主として人との関わりに関すること」として「思いやり、感謝」「礼儀」「友情、信頼」「相互理解、寛容」の四項目、「C主として集団や社会との関わりに関すること」として「遵法精神、公徳心」「公正、公平、社会正義」「社会参画、公共の精神」「勤労」「家族愛、家庭生活の充実」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」「国際理解、国際貢献」の九項目、「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」として「生命の尊さ」「自然愛護」「感動、畏敬の念」「よりよく生きる喜び」の四項目、合計二二項目です。

これらの「内容項目」は学年ごとに全部扱うよう年間計画を立てなければなりません。取り扱う順番や一度に取り上げる項目の数については指定されていません。むしろ学習指導要領は、次のように、子どもたちや学校の実情に合わせて、学年をまたいで重点的に取り扱ったり、内容項目同士を関連させたり、一つの内容項目を数時間にわたって教えたりする工夫を求めています。また、必要に応じて、これらの項目に加えてそれ以外の内容を取り扱うことを認めています。さらに、教材についても、教科書以外に、子どもや地域の実情に合わせて独自に開発した「多様な教材の活用」を促しています。

小学校学習指導要領（二〇一七平成二九年三月告示）

第一章 総則

第二 教育課程の編成 三 教育課程の取扱いに関する共通事項

(1) 内容等の取扱

イ 学校において特に必要がある場合には、第二章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第二章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第二章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

第三章 特別の教科道徳 第三指導計画の作成と内容の取扱

一 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第二に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、二学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

二 第二の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

〔中略〕

(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内

容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

〔中略〕

(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

〔中略〕

三 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

このように学習指導要領は、教える内容や教材や教え方に関して、比較的柔軟な姿勢を取っています。教員研修等でしばしばなされている「指導要領の内容項目だけを、教科書のみを用い、指導書通りに、一時間一項目ずつ教えなければならぬ」というような硬直的な指導は、そもそも学習指導要領に反しているのです。

ところで、こうした日本国公認学校道徳教育の目標とは何でしょうか？

道徳的価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。学校教育においては、これらのうち発達の段階を考慮して、児童一人一人が道徳的価値観を形成する上で必要なものを内容項目として取り上げている。

〔小学校学習指導要領解説特別の教科道徳編〕二〇一七〔平成二九年七月、一七頁〕。

しかし、「よりよく生きる」とはどういうことでしょうか？「人間としての在り方や生き方の礎」とは、どういうもののでしょうか？説明はなされていません。にもかかわらず、次の文では「道徳的価値観」と、再び「道徳的」が繰り返されています。

それでは、学習指導要領の第三章「第一目標」で「特別の教科道徳」の育成目標とされている「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」とは、どういうもののでしょうか？

道徳的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力である。

道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるとも言える。それは、道徳的行為への動機として強く作用するものである。

道徳的実践意欲と態度は、道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳的実践意欲は、道徳的判断力や道徳的心情を基盤とし道徳的

小学校学習指導要領は第三章「特別の教科 道徳」の第一「目標」で、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」と述べています。同様に、中学校学習指導要領も同所で、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」と述べています。

ところで、ここで「養う」「道徳性」とは何でしょうか？

道徳性は、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指して行われる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的価値が一人一人の内面において統合されたものと言える。

〔小学校学習指導要領解説総則編〕二〇一七〔平成二九年七月、二七頁〕

しかし、この文章は「道徳性」を説明するのに「道徳的行為」「道徳的価値」という言葉を用いており、「道徳的」とはどういうことなのかについて全く説明していません。「道徳性」とは「人間らしいよさ」でもあるということではありますが、「人間らしいよさ」とはどついついことなのかについての説明はありません。では、「道徳的価値」とはどついついことでしょうか？

価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構えと言つことができる。

『小学校学習指導要領解説特別の教科道徳編』二〇一七〔平成二九年七月、二〇頁〕

ここでも「善」「人間として」「よりよい」「価値がある」「道徳的」という言葉が多用されていますが、それらがどういふことを指すのかは、全く説明されていません。「善」「価値」とは「よいこと」「であり、「人間らしい」とは「人間としてよい」ということです。ですから、これらの文章も同語反復のようなもので、説明になっていません。

このように、現在の日本国公認学校教育における「道徳教育」「道徳」の目標は、その意味内容が不明確です。

明治時代以降の日本の公認学校教育は、道徳教育に限らず、「日本」という「民族国家」を立ち上げ「日本国民」を育てることを目的としてきました。

一九四五年までの「修身科」と、二〇一八年以降の「特別の教科道徳」は、学校道徳教育において中心的な位置を占めています。もちろん戦後は、明治後期以降の修身科がよりどころにしていた教育勅語が失効したことで、忠君愛国等の徳目はなくなり、民主主義的な内容になっていきます。ですが、授業の形式、すなわち授業の構造や教育方法は、それほど変わっていないようです。国定教科書は今日では検定教科書になりましたが、その中心はなお読み物資料の読解であり、これは江戸時代以来の口授・講話の伝統を引き継いでいるようにも見えます。

団体主義」に立っているだけです。

「我が国」や「国」とは、政府や内閣などの統治機構を意味するものではなく、歴史的に形成されてきた国民、国土、伝統、文化などからなる歴史的・文化的な共同体としての国を意味するものである。

『小学校学習指導要領解説特別の教科道徳編』二〇一七〔平成二九年七月、六一頁〕

なお、「道徳」が教科になったことで、子どもたちの「道徳性」を教員や学校が評価することに対する懸念がしばしば表明されています。

しかしながら、日本国公認学校教育は、「道徳」が教科化される前からずっと、「道徳教育」を「学校の教育活動全体を通して」行ってきました。保護者に渡される通知表には「あいさつができる」「規則正しい生活をする」「忘れ物をしない」「友人と仲良く過ごす」というような、児童生徒の生活態度等に関する所見が記載されています。公式の文書である指導要録にも、「行動の記録」として、「基本的な生活習慣」「健康・体力の向上」「自主・自律」「責任感」「創意工夫」「思いやり・協力」「生命尊重・自然愛護」「勤労・奉仕」「公正・公平」「公共心・公德心」といった項目に関し、十分に満足できる場合は丸印をつけるなどが行われてきました。

これらの所見は、「道徳教育」についての児童生徒の評価とみなすことができます。つまり「道徳教育」に関する評価はこれまでも行われてきたのです。「特別の教科道徳」になって初めて児童生徒の「道徳性」に関する評価がなされるようになったわけでは

しかし、読み物資料の読解を中心とする授業は、教育方法として、他のいかなる授業よりも効果的であると実証されているのでしょうか？ 他の授業法との比較検討がなされた上で、読み物資料中心の授業法が選択されたのでしょうか？

また、第一節で述べたように、行為や生き方の「すじ」を見つけ、自分のものとして身につけることは、児童・生徒・学生自らが、さまざまな「事例」に即して考えることを通して達成されます。しかしながら、「修身」や「道徳」の教科書に掲載されている読み物資料は、新聞記事やニュース・ドキュメンタリー等のマスメディア報道、小説やノンフィクションなどに比べ、非常に乏しい情報しか示されていないのが多いです。

「事例」とはつねに、作り手によって語られた「物語(story, history, narrative)」によって提示されます。しかし、「物語」は一つの解釈にすぎず、出来事自体としての「事例」そのものは、つねに「物語」を超えています。さらに、一つの解釈にすぎない「物語」ですら、さまざまな「道徳的価値」を含んでいます。今日の教科書にもよく見られるように一つの読み物資料に一つの「価値」だけを対応させるのは、そもそも無理なのです。

また、「国民の育成」を目的とする日本国公認学校道徳教育は、国の存在を自明の出発点にしています。「道徳」は、人が国から生まれ、国のなかで生き、国のなかで（ときには、国のために）死んでいくことを前提にしています。したがって、「道徳」は国のあり方や、人と国の関係を問うことができます。しかし、国のあり方や、人と国との関係にこそ、しばしば深く考えなければならぬ「道徳的問題」が含まれています。

にもかかわらず、「道徳」は国という存在について、素朴な「共

三 人権教育とはなにか

人権教育の目的は、本来の道徳教育と同様に、「人」を育てることにあります。人権教育は、誰でも生まれながらにして持っている「人権」について教えます。

人は「日本国民」である前にまず「人」です。日本には、日本国籍をもたず「日本国民」ではない人たちが沢山います。日本国憲法第一条は「国民」に、基本的な人権の享有をうたい保障していますが、日本国民でないからといって基本的人権が保障されなくてよいわけではありません。

また、日本にいて日本国籍をもたない子どもはほとんど、日本の学校教育法に基づく学校に通っています。日本国憲法は「教育を受ける権利」を「国民」に認めており、日本国公認学校教育は教育基本法に基づき「国民の育成」を目的としています。しかし、だからといって、日本国民でない子どもたちに教育を受ける権利がないわけではありません。

人権教育は、日本国民であろうがなかろうが、あらゆる人に対して行われる「人の教育」です。その意味で人権教育は日本国憲法を超えています。人権教育の根拠は、一国の憲法や法制度にあるのではなく、「世界人権宣言」など、「人」に例外なく適用される普遍的な文書にあります。

人権のうちで最も根本的なのは、生存権です。人は生きていくからこそ、他のさまざまな人権を必要とします。人権の理論である「人権論」の根底には、「私は（あなたは）生きていいんだ」

という考えがあります。

人権教育は、国のあり方や、人と国の関係をも問題にします。思想的には、人権論は、一人ひとりの人権を守るために「それぞれの人権を互いに侵害しない」という約束（社会契約）を結びあう、という考え方（社会契約説）と共に出現しました。社会契約説によれば、人々にその約束を守らせる（こつそり社会契約を破り抜け駆けするような者が出ることを抑制する）ために、国が作られます。国は単なる「歴史的・文化的な共同体」ではなく、第一に、人々が結びあつた「それぞれの人権を互いに侵害しない」という約束が、しっかりと守られるようにするための「統治機構」である、と考えるのが人権論の根本です。

人権論において、国はあくまでも、人々によって、人々のために、作られるものです。国のために人々が命を捧げるようなものではありません。いわば「人のために国がある」と考えます。これは、日本国公認学校道徳教育が依つて立つ「共同体主義」がしばしば「国のために人がある」と考えてしまうのとは正反対です。人権論からいえば「人命や人権を護らない国や統治には、そもそも正当性がない」のです。

今日の日本における人権教育の法的根拠は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法、二〇〇〇〔平成二二年〕）にあります。そして「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成一四年三月二五日閣議決定により策定、二〇一二年〔平成二三年〕四月一日閣議決定により改訂）に従い、学校教育だけでなく、社会教育や生涯教育としても取り組まれています。人権教育・啓発推進法の定義によれば、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のことを指します。一方、「国民

も使えるかもしれませんが、いじめをなくすこと自体を第一に目指すわけではありません。」「道徳」がいじめ問題に取り組むのは「いじめをする人は「心身ともに健康な国民」でないから」ということになるからです。

それどころか、「道徳」が示す「道徳的諸価値」のために、かえつていじめが生じる可能性もあります。たとえば、「家族愛、家庭生活の充実」の強調は一人親や厳しい家庭環境に置かれている子どもを、「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」の強調は外国に国籍やルーツのある子どもを、「感動、畏敬の念」の強調は特殊な感受性をもつ子どもを、それぞれいじめの標的にしてしまつたかもしれません。

文部科学省は、こうした子どもたちにも十分に配慮した上で「道徳」を教えるよう求めています（一人一人の生徒の実態を把握し十分な配慮を欠かさないようにする）『中学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編』二〇一七〔平成二九年〕七月、五三頁）。しかしながら、そうした配慮をしなければ教えられないということとは、そもそも「道徳」の内容が子どもたちの人権に十分に配慮して定められてはいない、ということを示しています。

四 人権教育は「道徳」として行える

「道徳」を「特別の教科」にした第一の目的は「とにかく、週一時間、きちんと授業をすること」にあるといわれています。教科書や、指導書や、文部科学省の示す指導例は、どう授業したらいいか皆目わからない教師に向けられたものであり、いわば「底上げの手段」です。これまで独自の「道徳」授業を開発したり、人権教育を「道徳」の時間に行ってきた教師にとっては、教科書を

の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」が「人権啓発」です。人権教育は学校教育や社会教育として文部科学省が管轄するのに対し、人権啓発は法務省が人権擁護事務として管轄しており、地方公共団体や民間団体・企業などによつても担われています。

人権教育の目標や課題は日本国公認学校道徳教育よりも具体的に、家庭や地域、関係機関等との連携や校種間の連携も求められています（たとえば、文部科学省・人権教育の指導方法等に関する調査研究会議「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第三次とりまとめ〕指導等の在り方編、二〇一〇年、第二章第一節「三・家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携」）。

「人」を育てることを目的とする人権教育は、「国民」を育てることを目的とする日本国公認学校道徳教育よりも広い範囲に及びます。「人」の範囲は「国民」の範囲よりも広いからです。つまり、日本国公認学校道徳教育の範囲は、人権教育の範囲の中に収まることとなります。

「道徳」を「特別の教科」にする動きのきっかけは、学校における「いじめ」の問題でした。しかしながら、「道徳」すなわち日本国公認学校道徳教育を充実させていけば、いじめをなくさせるのでしょうか？

人権教育は、差別という人権侵害をなくそうとする「反差別教育」に取り組んできました。「いじめ」は人権侵害にはかなりませんが、人権教育はいじめをなくすことを直接に目指します。これに対し、「道徳」すなわち日本国公認学校道徳教育の目的は「心身ともに健康な国民の育成」にありますから、いじめ防止に

使わなければならないという制約は課されるものの、工夫の余地は沢山残されています。

「道徳」の年間計画は、内容項目をすべて網羅して並べてあることが肝要です。また、「道徳」の内容項目の言葉で表現しさえすれば、人権教育の内容も「道徳」の内容として通用します。

元来、「道徳」よりも人権教育のほうがカバーする範囲が広いので、「道徳」だけで人権教育のすべての課題を網羅することはできません。しかし、「道徳」の内容項目は人権教育のいずれかの課題に関連づけられるはずで、ということとは、人権教育の課題に広く取り組んでいけば、「道徳」の内容項目を網羅することができるとはなりません。

「道徳」の時間は「特別の教科」になったので教科書は使わなければなりません。教科書の使用義務を定めた学校教育法は、教科書を常時使うことも、全部使うことも、求めてはいません。

学校教育法（二〇一八〔平成三〇〕年六月一日改正公布、二〇一九〔平成三二年〕四月一日施行）

第三四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

〔中略〕

四 教科用図書及び第二項に規定する教材「電子教科書」以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

たとえば、「道徳」教科書の読み物資料を、人権教育の資料と組み合わせるなどの工夫をすれば、人権教育を「道徳」の授業として行えます。むしろ、これからは、人権教育を「特別の教科

「道徳」に活かしていくべきです。

第二節で見たように、「特別の教科道徳(道徳科)」は、教科の一つではなく「教育課程」です(学校教育法施行規則)。「道徳教育」は「特別の教科道徳」を「要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり」「各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと」とあります(学習指導要領第一章、第一の二(2))。

これに対し、人権教育が取り組む人権問題は教育の「課題」です。教育課程は「容れ物」であるのに対し、課題はその中に入れる「内容」になります。

各教科や「総合的な学習の時間」、特別活動も含め「学校の教育活動全体を通じて」教える内容は、「特別の教科道徳」の「内容項目」です。しかし、上述のように、人権教育の課題は「道徳」の内容項目に翻訳できますから、教育課程としての「特別の教科道徳」の中で人権課題に取り組んでも、全く問題はありません。その人権課題を「特別の教科道徳」の内容項目で表現しておきさえすればよいのです。

文部科学省も、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議『人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)』(二〇一〇年)の中で、人権教育の年間指導計画に「道徳」を組み込んだ作成例を提示しています(実践編一頁)。これを見ると、人権教育は「道徳」をも含み込み、学校生活全体で取り組まなければならないことがわかります。

また、第一節で述べたように、道徳を教えるためには、単に規範について教えるだけでなく、社会や世界や宇宙についての知識を教えることが欠かせません。もちろん後者の知識は、国語・算

数・理科・社会・生活などの各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などによって主に教えられますが、「特別の教科道徳」においても、必要に応じて教えなければなりません。

もかわらず、第二節で述べたように、「道徳」の教科書や副読本に掲載されている読み物資料などに含まれる、この社会や世界や宇宙についての情報は、非常に乏しく、具体的に規範について考えるためには圧倒的に足りません。

一方、人権教育は、子どもたちの日常生活では気づかない、この社会や世界に関する情報を、たくさん含んでおり、具体的に規範について考える材料をふんだんに提供しています。人権教育は、「道徳について考えさせることを通して、行為や生き方の「すじ」を見つめ、身につけて、それを説明できる人間を育てる」という、本来の道徳教育の目的を果たす上で、「特別の教科道徳」よりも適切な教材を提供しているといえます。

註

① 規範についての哲学である倫理学(道徳哲学)においては、「道徳」と「倫理」は区別せず、同じような意味で用います。

② 以下、別段落に掲げる引用はゴシック体で示します。原文は横書きで、縦書きにするにあたり、アラビア数字は漢数字に、コマは読点に、それぞれ改めました。引用文につけた強調は注記のない限り土屋によるもの、「」内は土屋による補足です。

③ 「高等学校学習指導要領」の二〇一八(平成三〇)年三月改訂により、高等学校でも「道徳教育推進教師」が各校で任命され、「倫理」と「現代社会」に代わる公民科の必修新科目「公共」と、特別活動が、「人

間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」とされるようになりましたが、「倫理」が一つの科目であることに変わりはありません。

文中で言及したものの以外の参考資料

文部科学省「道徳教育」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/index.htm
(二〇一九年九月二六日最終閲覧)

勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史―修身科から「道徳」へ』
玉川大学出版部、一九八四年

松本美奈・貝塚茂樹・西野真由美・合田哲雄『特別の教科道徳 Q & A』
ミネルヴァ書房、二〇一六年

土屋貴志「倫理学概論の講義ノート」
http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/user/tsuchiya/class/ethics_outline/outline_e-eth-sylbs.html (二〇一九年九月二六日最終閲覧)

文部科学省「人権教育」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/index.htm
(二〇一九年九月二六日最終閲覧)

法務省「人権に関する資料など」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_shiryu.html
(二〇一九年九月二六日最終閲覧)

外務省「人権外交」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>
(二〇一九年九月二六日最終閲覧)